

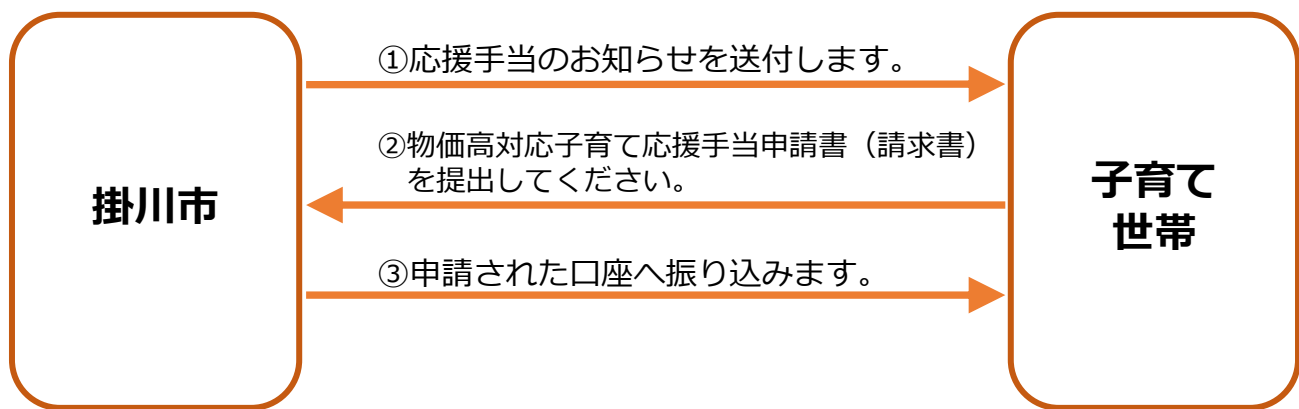
物価高対応子育て応援手当のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

はじめに・・申請は必要ですか？

このご案内が届いた方は、原則**申請が必要**です。

注) 同封しました「物価高対応子育て応援手当について」をご確認いただき、「物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）」を提出してください。右側の二次元コードから応援手当の情報を確認することができます。



■よくあるご質問

1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童（※令和7年9月に出生した児童については10月分）
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記 (1) (2) の児童手当受給者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童 1 人につき 2 万円（1 回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

掛川市では 2 月から順次支給を開始します。振込み日の翌日以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

■ よくあるご質問

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

- ・申請書で指定した口座（受給者名義の口座に限る）に振り込みます。
注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、ご注意ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。

- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員はどうしたらいい？」を参照）
- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者。ただし、本手当相当額を元配偶者等から受領または、既にこどものために使っている場合は、対象になりません。
- ・児童手当が支給されていない対象児童の保護者

7. 引っ越した場合の申請書の提出先はどうなるの？

- (1) 児童が令和7年9月30日までに出生した場合
申請者の令和7年9月30日時点の住所地の市区町村へ提出してください。
- (2) 児童が令和7年10月1日以降に出生した場合
原則、児童が出生した時点の申請者の住所地に申請書を提出してください。
- (3) 10月1日以降に離婚等により児童手当の申請が必要になった保護者の場合
下記窓口までお問い合わせください。

8. 公務員はどうしたらいい？

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

■ お問い合わせ先

掛川市役所 こども政策課

電話：0537-21-1144
(受付時間：平日8:30~17:15)

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071
(受付時間：平日9:00~18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに掛川市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに掛川市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。